

**南九州市地域資源活用事業補助金  
事業採択審査実施要領**

1 補助事業名

地域資源活用事業補助金

2 事業内容（概要）

次の事業により本市のふるさと納税返礼品の開発を促進することにより、地域資源の利活用強化を図り、寄附額増大を期し、地域経済の活性化に繋げるもの。

(1) 新たな返礼品開発事業

返礼品の開発事業として、新しい返礼品やサービスをふるさと納税市場へ投入するための経費を支援するもの

(2) 施設整備等事業

地域資源の活用を促進するため、返礼品の製造施設整備又は設備導入費を支援するもの。ただし、公募方式とする。

3 公募方式採用の理由と導入効果

上記事業のうち、施設整備等事業においては補助上限額が1,500万円と多大であることから、公募方式を採用することで、限りある予算のなかで事業目的に照らし、適合性を審査することで、地域資源の活用拠点となる設備投資等への支援が実施できる。

また、事業者においても各々の事業計画において、単に補助金を活用するのではなく、計画書等を作成するなかで経営対策を熟考する機会と捉えて、市が求める政策に応じた事業展開を図ることが見込まれる。

4 施設整備等事業スケジュール【公募（予定）】

期日等	手続等
令和8年4月30日（木）	採択申請締切り
令和8年5月8日（金）	審査会、採択事業決定、採択結果通知

※令和9年3月末までに完了する事業が対象となります。

5 審査方法

提出書類による書類審査

6 審査基準

【審査項目】

(1) 事業目的との整合性

- (2) 事業計画の有意性
- (3) 事業計画の実現性
- (4) 事業者の発展性

【審査基準点】

項目	配点	審査の視点	審査の視点の具体例
事業目的との整合性	25	市の政策に適合する目的か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の産品を利用しているか。</li> <li>● ふるさと納税返礼品として魅力があるか。</li> </ul>
事業計画の有意性	25	事業展開が有意なものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふるさと納税返礼品として需給を満たすか。</li> <li>● 市の産業発展に資する事業か。</li> </ul>
事業計画の実現性	25	実現可能な計画か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画が現実的なものであるか。</li> <li>● 事業の継続性が見込めるか。</li> </ul>
事業者の発展性	25	事業実施により発展が見込めるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 返礼品事業者として実績が十分か。</li> <li>● 地域に好影響を及ぼすものであるか。</li> </ul>

7 審査方法

(1) 提出された計画書を下記審査員で審査する。

※申請者に対して審査会で事業内容の説明を求める場合があるため、申請者はこれに対応すること。

※計画案の点数を総合的に判断して決定する。

審査員：商工観光課長、農業振興課長、商工労働係長、観光水産係長、有識者2名

(2) 審査内容及び決定の経緯は公表しないものとする。

(3) 採択結果については南九州市地域資源活用事業補助金交付要綱に基づき通知する。

※提出された計画書等は返却しないものとする。

8 提出期間

(1) 提出期限：令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）17時

※郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(2) 提出・問合せ先                   〒897-0392 南九州市知覧町郡6204番地  
南九州市役所 商工観光課 商工労働係  
TEL 0993-83-2511（内線2061）  
Mail [syoukou@city.minamikyushu.lg.jp](mailto:syoukou@city.minamikyushu.lg.jp)